

# 障がい者雇用数の不適切な 水増し算入問題、多発!!

— 全国の自治体で計3809.5人、中央省庁で3700人

中央省庁の障がい者雇用の水増しが批判を浴びている。2018年10月22日、この問題に関して設置された第三者委員会が、多くの行政機関が障がい者ではなく健常者を恣意的な解釈で障がい者と見なしてきたとする報告書を公表した。

政府も全国の自治体で計3809.5人の不適切な障がい者雇用数の算入があったとの再調査結果を発表した。障がい者雇用の範となるべき行政機関で水増しが平然と行われていた実態が改めて明らかになった。

障害者雇用率の算出方法に基づく中央省庁では昨年6月1日時点で3445.5人の水増しがあったが、第三者委の報告書によると、実数ベースでは28機関で計3700人が不適切に算入されていた。

国や地方自治体、企業などには職員や従業員のうち一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇うことが法律で義務づけられている。雇用率に算入できるのは原則、身体障害者手帳、知的障害者の療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人と定められている。水増しの多くは、手帳の有無を確認していなかったことが原因だったとしている。が明らかに故意に行われていると思われる。

具体的な事例では、既に退職し在籍していない職員が7機関で計91人算入。国土交通省では退職者74人、出向者7人を不適切に算入。死亡した人や約10年前に退職していた人も含まれて

いた。長年引き継がれた障がい者職員の名簿の人について、在職の有無を確認していなかったという。最多の1103人を不適切に算入した国税庁では「うつ状態」「不安障害」と自己申告するなどした人を、臓器など内部機能に障がいがある「身体障害者」と認定していた。メガネなどをかけた状態の「矯正視力」が「0.1以下」であれば算入できるが「裸眼で0.1以下」と解釈して健常者を算入していたケースもあった。これらは単なる確認ミスではなく、明らかな詐称であり故意的な操作である。

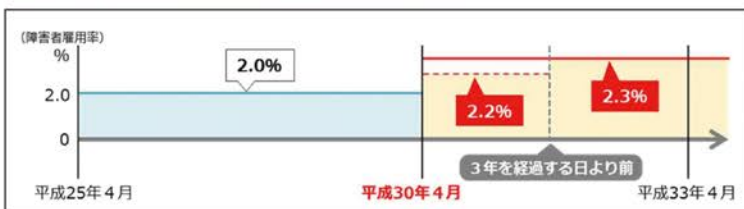
平成30年4月1日より障がい者雇用率が引き上げられ、民間企業であれば従業員数45.5人以上の企業から、従業員数の2.2%以上の障がい者を雇用しなければならないことが義務付けられている。3年後までには更に0.1%引き上げられ2.3%になり、従業員数は43.5人以上となる。

なぜ、そのような義務付けがあるのか？それは人口における一定割合で障がい者が存在しており、当然ながら、障がいをお持ちの方であろうと「健康で文化的な最低限の生活」をする権利があり、日本国憲法にも定められているからである。当然、勤労の選択の自由もあり、補償する必要がある。障害者雇用促進法の概要には、以下のように同法の目的が紹介されている。

「障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ること」

法を順守すべき行政機関、なかんずく中央省庁から違反し、水増ししていることの罪は重い。

## 障がい者の法定雇用率の引き上げ



資料出所：障害者雇用率引き上げパンフレット（厚生労働省）

■参考資料  
障害者雇用、自治体は3809.5人水増し 政府発表：朝日新聞デジタル  
<https://www.asahi.com/articles/ASLBN5D4MLBNULFA00L.html>

障害者雇用促進法の概要：厚生労働省  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/shougaisakoyou/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/03.html)



## 美楽からの一言

今夏、名古屋の特別支援学校で生徒である障がい者児童への教員による暴行が問題となった。著名な教育評論家は、最近、特別支援学校が巨大化していることが原因であると指摘している。少子化の流れの中で、障がい者は逆に増えているという。また通常の社会人であってうつ病や統合失調症で、ある日突然障がい者となるケースも増えている。これらの現実をふまえ、障がい者の方々と真剣に向き合うことが社会全体に求められている。